

都道府県・ 政令指定都市名	広島市
------------------	-----

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	市民局人権啓発部男女共同参画課
担 当 職 員 数	6 人 (専任 6 人、兼任 人)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	広島市男女共同参画推進本部
設置年月日・根拠	平成 9 年 4 月 10 日 根拠: 広島市男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	市長

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	広島市男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成 13 年 9 月 28 日
構 成 員	19 人 (女性 10 人、男性 9 人)

4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 23 年 4 月 ~ 33 年 3 月		
名 称	第2次広島市男女共同参画基本計画		
改定・見直しの予定時期	平成 年 月 日	<input type="radio"/>	← 未定の場合は○をつけてください。

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	広島市男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成 13 年 9 月 28 日
	施 行 日	平成 13 年 9 月 28 日 (ただし、一部平成14年4月1日)
	改 正 日	平成 年 月 日
	改 正 内 容	
改正が予定されている場合、改正予定時期:		平成 年 月
無の場合 ※ どちらかに○をつけてください。	制定等について検討中(あれば、具体的に)	
	特に検討していない	

6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1	平成25年4月1日	2	平成25年5月1日	3	その他:平成 年 月 日
目 標 値	32 年度まで	40 %		年度まで	%			年度まで %
根 拠	第2次広島市男女共同参画基本計画 平成23年3月							
対象となる審議会等の範囲	法令、条例により設置されている審議会等							
目標の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数 (65)	うち女性委員を含む審議会等数 (60)				
	延総委員等数 (1,162)		延女性委員等数 (334)	女性比率 (28.7)				
うち法律または政令に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数 (65)	うち女性委員を含む審議会等数 (60)				
	延総委員等数 (1,162)		延女性委員等数 (334)	女性比率 (28.7)				
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード	1	審議会等数 (16)	うち女性委員を含む審議会等数 (16)				
	延総委員等数 (656)		延女性委員等数 (159)	女性比率 (24.2)				
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	委員会等数 (6)	うち女性委員を含む審議会等数 (6)				
	延総委員等数 (63)		延女性委員等数 (13)	女性比率 (20.6)				
目標値以外の目標設定		男女の委員数の割合がいずれの審議会等も40%以上						
女性登用方策	人材名簿作成の有無	有 (公表 ・ 非公表) ・ 無 ○ ・ 作成予定有						
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人 (平成 年 月現在)					
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無 有 ・ 無 ○ 委員の公募 有 ○ ・ 無 その他 ()						

(*) 平成25年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況 ※該当する時点の番号に○をつけてください。

(1)管理職の在職状況		調査時点コード	1	平成25年4月1日	2	平成25年5月1日	3	その他:平成	年	月	日
		管理職総数			女性管理職の内訳						
		(人) (A)	うち女性管理職数 (人) (B) = (C+D+E)	女性比率 (%) (B/A)	部局長クラス (人) (C)	次長クラス (人) (D)	課長クラス (人) (E)				
本庁	計	299	19	6.4	1	5	13				
	うち一般行政職	230	15	6.5	1	4	10				
支庁・地方 事務所等	計	526	71	13.5	0	10	61				
	うち一般行政職	239	25	10.5	0	4	21				
全体	計	825	90	10.9	1	15	74				
	うち一般行政職	469	40	8.5	1	8	31				
再掲	警察関係	—	—	—	—	—	—				
	教育委員会	30	2	6.7	0	0	2				

(2)女性公務員の採用状況 平成24年4月1日～25年3月31日

	総数 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
全体	438	241	55.0
うち 上級	173	52	30.1
うち一般行政職	167	95	56.9
うち 上級	104	38	36.5
うち警察関係	—	—	—
うち 上級	—	—	—

(3)女性採用・登用のための措置 ※実施しているものに○をつけてください。

1. 女性の採用目標の設定 具体的目標()
○ 2. 女性の管理職登用目標の設定 具体的目標(市職員の管理職における女性の割合を増やす(平成33年4月1日に16%))
3. 女性職員の採用・登用に関する計画の策定
4. 上記3の計画の策定、実施に実質的に関与する「女性職員の採用・登用拡大担当者」の設置
5. 女性職員の採用・登用の状況や上記3の計画の進捗状況等に関する庁内の意見交換等の場の設置
6. その他(内容:)

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名称	広島市男女共同参画推進センター		愛称・通称	ゆいぽーと	
設置年月日	平成 24 年 4 月 1 日		施設形態	単独施設 ○ 複合施設	
所在地等	郵便番号: 730-0051 住所: 広島市中区大手町五丁目6番9号 電話番号: 082-248-3320 FAX番号: 082-248-4476 ホームページ: http://www.yui-port.city.hiroshima.jp/index.html				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名:) ○ 指定管理者(名称: 男女共同参画社会をめざす女性教育を考える会広島グループ) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名:) ○ 指定管理者(名称: 男女共同参画社会をめざす女性教育を考える会広島グループ) その他() ※1～2について、該当するものに○をつけ、記入してください。				
職員数	常勤 9 人、	非常勤 0 人	予算額	平成25年度	59,613 千円
主な事業	*実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。 ○ 1. 広報啓発(主な事項: 市民を対象とするシンポジウム等の開催、啓発リーフレット等の作成・配布) ○ 2. 講座(主な事項: 学習講座、講演会) ○ 3. 相談事業(主な事項: 女性のための相談(電話・面接相談)、男性のための相談(電話相談)) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項: 資料室の運営、ICT等による情報提供) ○ 5. 苦情処理(主な事項:) ○ 6. 交流促進(主な事項: 施設利用団体、NPO等への活動スペースの提供) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: 合同会社説明会の開催、起業希望者によるチャレンジショップの開設) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項: 海外姉妹都市の女性団体との交流) ○ 9. 調査研究(主な事項: 施設利用団体、NPO、大学等との連携による調査研究を推進) ○ 10. その他(主な事項: 近隣する商店街と連携した事業、ギャラリーの運営、施設利用者を対象とする託児)				
(男女共同参画・女性に関するもの)					

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日	平成 年 月 日	出資者	

10 民間団体(女性団体等)との連携

(1) 地方公共団体と民間団体(女性団体等)との連携 ※該当するものに○をつけてください。

- 1. 民間団体の組織化(②へ)
- 2. 地方公共団体と民間団体との意見交換会の開催
- 3. 地方公共団体からの民間団体への各種情報提供
- 4. 地方公共団体から民間団体への助成金の交付
5. 地方公共団体から民間団体への事業委託
- 6. 地方公共団体と民間団体との共催事業の開催
7. その他 { 主な事項: }

(2) 民間団体(女性団体等)のネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の有無	○ 有 名称等: 広島市女性団体連絡会議 無	加盟団体数	14団体
		会 員 数	把握していない
地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	○ 有 無		
活 動 内 容 ※実施しているものに○をつけてください。	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 ○ 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 { 内容: セミナーの開催ほか }		

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに○をつけてください。

1. 担当者連絡会議の開催
2. 市町村職員研修会の開催
3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催
4. 関係情報の収集提供
5. 審議会等女性登用の働きかけ
6. 補助金等の交付 { 名称: ÷
交付先: ÷ }
7. その他 { 内容: }

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに○をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
- 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
- 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣

(2) 女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
2. 研修受講職員の男女比を配慮
3. その他 { 内容: }

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	24年度予算 (千円)	25年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	96,413	88,423	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.0164 %	0.0155 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	7,500	

14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するものに○をつけてください。

1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定の有無	(有)無
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定の有無	(有)無
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定の有無	(有)無
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定の有無(有の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	(有)無
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	有
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	(有)
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	(有)
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	有
	(5) その他(内容:)	有

15 調査や統計における男女別等統計の状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	有 ○ 無	名称
公表周期	年	
公表主体 ※該当するものに○をつけてください。	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他()	

15 平成25年度実施予定事業

※欄が足りない場合には適宜増やして記入してください。

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 委員会・懇話会 ・ 広島市男女共同参画審議会	男女共同参画の推進に関する施策等について審議	19名	随時
2. 広報啓発 ・ 男女共同参画情報誌の作成・配布	17,500部 母子健康手帳交付時に配布するほか、市内の公共施設・事業所等へ配付		12月
・ DV防止啓発リーフレット等の作成・配付	DV防止についての啓発及び相談窓口の周知を行う必要があることから作成・配付		3月
・ 女性の困りごと相談機関案内の作成・配布	2,000部 女性が抱える問題の相談窓口の情報を掲載したハンドブックを作成し、本市関係部署・関係機関の窓口などへ配布		
・ デートDV予防啓発パンフレットの作成・配布	デートDV防止啓発リーフレットを作成し、市内の高校の生徒及び教員へ配布		未定
3. 講座 ・ DVに関する研修会	窓口担当職員を対象としたDVに関する研修会の開催	100名	3月
4. 相談事業 ・ 広島市配偶者暴力相談支援センターの運営	DV被害者からの相談・カウンセリングなどを行う支援センターの運営に必要な人件費・消耗品費・通信運搬費等		4月~3月
・ DV電話相談	本市のDV被害者が安心して相談できるようNPO法人へ相談事業を委託		4月~9月
5. 情報収集・提供			
6. 苦情処理			
7. 交流促進			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 広島市男女共同参画推進事業所顕彰	職場における男女共同参画の促進を図るため、女性の能力発揮、職域拡大、仕事と家庭の両立支援等に取り組んでいる事業所を公募・選考し、毎年6月に市長が表彰	7社	6月
・ 事業所向け男女共同参画支援講座の実施	中小事業所の研修会等の場に専門の講師を派遣し、仕事と家庭の両立等、男女ともに働きやすい雇用環境づくりを支援するための講座を実施	12社	4月~3月
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
11. その他 ・ 広島市男女共同参画推進連携会議	事業所顕彰等の本市施策をより効果的に実施するため、職場や家庭、地域において男女共同参画の推進に係る実践的な活動を行っている事業者や市民等から意見・提言をいただく会議		

政令指定都市名

広島市

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成25年4月1日現在

平成25年5月1日現在

その他：平成 年 月 日現在

1 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

* 調査実施時に設置義務のある審議会等のうち、平成25年3月に内閣府で把握したものを掲載しています。

新たに追加・変更・廃止等がありましたら、下記の表に追記のうえ、委員数等を記入してください。

	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議	68	3	4.4	
	2 民生委員推薦会	7	3	42.9	
	3 国民健康保険運営協議会	14	4	28.6	
	4 地方社会福祉審議会	19	6	31.6	
	5 土地利用審査会	7	3	42.9	
	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	21	8	38.1	
×	7 公害健康被害認定審査会				
×	8 損害評価会				
×	9 地方港湾審議会				
	10 土地区画整理審議会	19	2	10.5	2審議会
	11 建築審査会	7	3	42.9	
	12 開発審査会	7	3	42.9	
	13 介護認定審査会	327	84	25.7	
	14 精神医療審査会	19	5	26.3	
	15 市町村国民保護協議会	43	4	9.3	
	16 地方独立行政法人評価委員会	5	1	20.0	
	17 感染症診査協議会	9	3	33.3	
	18 市町村都市計画審議会	20	6	30.0	
×	19 市街地再開発審査会				
	20 障害程度区分認定審査会	64	21	32.8	
×	21 児童福祉審議会				
	合 計	656	159	24.2	

2 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	6	3	50.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	区選管を除く
3	人事委員会又は公平委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	農業委員会	37	4	10.8	
6	固定資産評価審査委員会	9	3	33.3	
	合 計	63	13	20.6	

3 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況

審議会等数	うち 女性委員を含む 審議会等数	延総委員等数 (人)	延女性委員等数 (人)	女性委員割合 (%)
65	60	1,162	334	28.7